



～練馬消防署からのお知らせです～

# 危険物安全週間

令和8年6月7日(日)～6月13日(土)

実は、身の回りにたくさんある危険物。  
使い方、しっかり守れていますか？

## スプレー缶

スプレー缶は、LPG(液化石油ガス)を使用した製品や、内容物が消防法の危険物に該当する場合があります。



廃棄の際は、自治体のルールに従ってください。

※練馬区では使い切ってから別袋で不燃ごみへ！

## リチウムイオンバッテリー

リチウムイオンバッテリーを一般ごみと混ぜてそのままごみに捨てると、発火するおそれがあります。

正しく分別をして、回収しましょう。



※練馬区では別袋で不燃ごみへ！  
膨張したバッテリーは管轄の清掃事務所等へお持ちください。

## セルフスタンド

セルフスタンドでは、給油設備との接触事故が増えています。給油する際には、周囲をしっかりと確認しましょう。

周囲確認！



## 危険物の申請・届出

ガソリン、灯油、アルコール等の危険物を指定数量の1/5以上(※)保管する場合、管轄の消防署に申請・届出が必要になります。

※指定数量の1/5

ガソリン	: 40L
アルコール	: 80L
灯油・軽油	: 200L
重油	: 400L



・車両の燃料タンク内の危険物は届出不要です。



身近にある危険物、  
正しく使って事故を防ぎましょう！



東京消防庁 練馬区豊玉北五丁目1番8号  
練馬消防署 電話 03-3994-0119

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/fs/nerima/index.html>



練馬消防署ホームページ



練馬消防署

★練馬駅から徒歩1分

協賛：練馬災害予防協会